

一般競争入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定に基づき、公告する。

令和 8 年 9 月 7 日

安芸市長 西内 直彦

第1 入札に付する事項等

- (1) 業 務 名 安芸市立学校給食センターLP ガス納入業務(単価契約 1 m³当たり)
- (2) 業務内容 別紙仕様書による
- (3) 履行期間 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札参加資格申請書受付期間 公告の日から令和 8 年 9 月 18 日 17:15 まで
- (5) 入札日
 - (ア) 入札日時 : 令和 8 年 9 月 25 日 13:30
 - (イ) 場 所 : 安芸市土居 82 番地 1 安芸市役所庁舎 3 階 第 7 会議室(教育委員会東隣)
- (6) この入札への参加者は、別に定める入札心得を了知すること。
- (7) この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 者の場合でも入札を行う。
- (8) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。
- (9) 申請書(入札書)等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請(入札)は無効とする。

第2 入札参加資格

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 安芸市入札参加資格者名簿(物品役務)に登録されている者かつ県内に本社又は営業所を有する者であること。
 - ※ 第1(4)の入札参加資格申請受付期間までに登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、入札参加資格の再認定を受けている者にあつては、この限りでない。
 - (ア) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第1項又は第 19 条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - (イ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - (ウ) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 11 年法律第 158 号)に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
 - (エ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者

(4) 官公庁から指名停止等の措置を受けていない者であること。

参加申込書等の提出期限の日から契約締結までの間に、安芸市から指名停止等の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。

(5) この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

(6) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

第3 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（別紙様式 1）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書等の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAX で通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

(1) 提出期限：令和 8 年 9 月 18 日 17:15 まで

(2) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

(3) 提出書類：一般競争入札参加資格申請書（別紙様式 1）

(4) 提出先：〒784-8501 安芸市土居 82 番地 1 安芸市教育委員会 学校教育課
電話 0887(35)1021 / FAX 0887(35)1051

(5) 交付方法：安芸市教育委員会 学校教育課での直接配布又はホームページからのダウンロード

(6) 入札参加資格なしと認めた場合の通知：令和 8 年 9 月 24 日 17:00 までに通知する。

(7) 入札参加資格がないとされた者に対する措置

入札参加資格がないとされ、(6) の通知を受けた者は、その理由の説明を市長に対して求めることができないものとする。

(8) 入札参加資格の喪失

(6) の通知を受けない者であっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失するものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

(ア) 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。

(イ) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第4 仕様書の閲覧等

(1) 閲覧

仕様書等は、安芸市ホームページ上において閲覧することができる。

(2) 質疑応答

仕様書等の内容について質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

(ア) 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、質問書（別紙様式 2）に記入し、安芸市教育委員会学校教育課へ持参又は FAX 送信すること。FAX 送信による場合には必ず電話により着信の有無を確認すること。

(イ) 書面の受付期間は、この公告の日から令和 8 年 9 月 18 日正午までとする。

(ウ) 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、第 4 の (2) の (イ) の期日までにあったものは、質問者に FAX 通知するとともに、入札参加資格ありと認めた者すべてに FAX 通知する。

第 5 入札方法

- (1) 郵送による入札は認めない。
- (2) 入札時刻に入札会場にいない者について、入札参加を認めない。
- (3) 代理人による入札の場合は、その旨の委任状を持参し、入札書投函の前に入札執行者の確認を受けなければならない。
- (4) 入札書は別に定める所定の様式に基づくものし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければならない。
- (5) 別に定める入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。
- (6) 予定価格に達しない場合は、3 回まで入札を行う。3 回の入札で落札されない場合は、最低価格の入札をした事業者から順に随意契約の折衝を行うことがある。

第 6 入札保証金

免除する。

第 7 入札の無効

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当するときの入札は無効とする。

第 8 落札者の決定方法

入札締め切り後、立会人の立会のうえ開札する。予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として予定価格範囲内の次順位者を落札者とする。また、最低の価格が同額の場合、該当入札者に入札執行者の指示する時点において「くじ」を引かせ落札者を決定する。

第 9 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和 29 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (3) すべての提出書類は、原則返還しない。
- (4) 落札結果については、安芸市教育委員会学校教育課で閲覧に供することにより公表する。